

平成20年度年度計画

国立大学法人宮城教育大学

平成20年4月1日

平成20年度国立大学法人宮城教育大学年度計画

I 大学の教育研究等の質の向上に関する目標を達成するためにとるべき措置

1. 教育に関する目標を達成するための措置

(1)教育の成果に関する目標を達成するための措置

◎学士課程

①教養教育の成果に関する具体的目標の設定

平成19年4月に教育学部の「学校教育教員養成課程」、「障害児教育教員養成課程」、「生涯教育総合課程」を廃止し、「初等教育教員養成課程」、「中等教育教員養成課程」、「特別支援教育教員養成課程」を設置したことに伴い策定された教育課程に設けられた「基礎教育科目」及び「教養教育科目」を、教員養成の視点から点検・評価し、運営していく。

②専門教育の成果に関する具体的目標の設定

平成19年4月に教育学部の「学校教育教員養成課程」、「障害児教育教員養成課程」、「生涯教育総合課程」を廃止し、「初等教育教員養成課程」、「中等教育教員養成課程」、「特別支援教育教員養成課程」を設置したことに伴い策定された教育課程に設けられた専門教育科目を、教員養成の視点から点検・評価し、運営していくことにより、教員に必要とされる専門性及び指導力をもった人材を育成する。

③卒業後の進路等に関する具体的目標の設定

キャリアサポートセンターを活用し、教員採用試験の合格率を高めるための方策を検討し実行する。また、同センターにおいて宮城県以外の教員採用の情報を提供するなどして教員としてより広い地域に送り出すための支援を積極的に行う。

④教育の成果・効果の検証に関する具体的方策

引き続き、連携推進協議会等を利用して卒業生及び教育現場から本学の教育の成果に関する意見を聞くとともに、学外関係者との懇談の場を積極的に活用する。

◎大学院課程

①専門教育の成果に関する具体的目標の設定

平成20年度設置する専門職学位課程（教職大学院）の教育課程及び教職大学院設置に伴い改正した修士課程の教育課程に基づき実施し、点検・評価しながら運営していく。

②修了後の進路等に関する具体的目標の設定

キャリアサポートセンターを活用し、教員採用試験の合格率を高めるための方策を検討し実行する。また、同センターにおいて宮城県以外の教員採用の情報を提供するなどして教員としてより広い地域に送り出すための支援を積極的に行う。また、教職大学院の学生をはじめとした現職教員については、教育現場において大学院における研究の成果を教育

実践に生かすとともに、教育現場の活性化に資することができるよう資質の向上を図る。

③教育の成果・効果の検証に関する具体的方策

教育委員会と連携して、本学修了生及び教育現場から本学の教育に関する意見・要望を聞き、改善に結びつける。

(2)教育内容に関する目標を達成するための措置

◎学士課程

①入学者受入れ方針に応じた入学者選抜を実現するための具体的方策

継続して3課程の再編に伴う入学者選抜方法及び実施体制について検証する。また、アドミッション・ポリシーに応じた学生獲得のため、本学の教育理念・目標及び教育・研究活動の広報を積極的に推進する。

②教育理念等に応じた教育課程を編成するための具体的方策

平成19年4月に教育学部の「学校教育教員養成課程」、「障害児教育教員養成課程」、「生涯教育総合課程」を廃止し、「初等教育教員養成課程」、「中等教育教員養成課程」、「特別支援教育教員養成課程」を設置したことに伴い策定された教育課程を確実に実施することにより、初等教育、中等教育、特別支援教育の専門性をもった人材を育成する。また、実践的指導力を有する教員を養成する観点から設けられた、1年次から4年次までの体系的教育実習の具体的な実施方法を関係機関と協議していく。

③授業形態、学習指導法等に関する具体的方策

少人数教育の方向性を維持するとともに、個々の講義における必要性に応じて、さまざまな情報機器の充実を図り、これら機器を有効活用した授業、双方向的な授業の充実を図り、フレンドシップ事業など多彩な学外実習を行う。

また、新しい教育課程に教育実習の導入科目として設けられた各コース・専攻ごとの1年次の「教育実践体験演習」、2年次の「実践研究A」の教育実習関連科目を実施する。さらに、平成21年度に実施する3年次教育実習の具体的な実施方法を検討する。

④適切な成績評価等の実施に関する具体的方策

授業全般について、全学共通理解に立った成績評価基準、教員養成単科大学にあったCAP制を実施するとともに、引き続き評価方法のさらなる改善について検討する。

◎大学院課程

①入学者受入れ方針に応じた入学者選抜を実現するための具体的方策

教職大学院の設置の趣旨に基づき、特に現職教員のための独自の入学者選抜方法を実施するとともに引き続き検討を加えていく。また、連携推進協議会等を利用するなどして教

育現場等に対して現職教員の再教育を重視する旨の広報を積極的に推進する。

また、修士課程の入学選抜方法について継続して検討を行う。

②教育理念等に応じた教育課程を編成するための具体的方策

科学・芸術についてのより高度な専門内容、児童・生徒の発達と学習についての専門的知見、教育の臨床的・実践的な研究から得られる知見を提供することとして再編した教育課程を実施し、点検・評価しながら、学校教育現場における今日的課題に応え、指導的な役割を果たし得る力量ある教員を養成する。

③授業形態、学習指導法等に関する具体的方策

少人数指導を中心とし、より高度な専門の教育・研究指導を行うとともに、必要に応じて教育現場での実践等も取り入れていく。特に現職教員に対しては、夜間、週末、長期休業期間中に講義、指導等を行うほか、大学以外の場での授業の開設、情報機器を活用した遠隔地指導など、履修形態の多様化を引き続き検討する。

④適切な成績評価等の実施に関する具体的方策

授業全般について、全学共通理解に立った成績評価基準に基づき実施するとともに、引き続き評価方法のさらなる改善について検討する。また、修士論文及びリサーチペーパー等について、適切な指導と厳格な評価が行われるシステムを引き続き検討する。

(3)教育の実施体制等に関する目標を達成するための措置

①教職員の適切な配置等に関する具体的方策

社会の要請や教育現場の動向等に即応するため、センターの活用及び講座等を横断する教育組織の編成・配置について引き続き検討する。

②教育に必要な設備、図書館、情報ネットワーク等の活用・整備の具体的方策

教室・図書館・情報処理センター等教育施設の整備・改善及びそれらの有効利用について引き続き検討するとともに、順次対応する。さらに附属校園や教育委員会との連携のもとで、引き続き教育実習に関連した環境整備を行う。

③教育活動の評価及び評価結果を質の改善につなげるための具体的方策

学生による授業評価を継続して行い、教育活動の改善に結びつける。また、「教員評価」の結果を基に、改善のための具体的方策を検討する。

④教材、学習指導法等に関する研究開発及びFDに関する具体的方策

附属校園、教育委員会との連携のもとで、教材開発、学習指導法について、教員養成大学独自の研究開発を推進するための検討を引き続き行う。また、平成19年度に作成した

「宮城教育大学FDに関する基本方針」に基づき実施し、授業改善に取り組む。

⑤学部・研究科等の教育実施体制等に関する特記事項

連携推進協議会において、引き続き連携の状況把握、検証及び意見交換を図るとともに、共同で連携事業を実施するなど、教員の資質能力の向上及び教育上の諸課題に対応する。

(4)学生への支援に関する目標を達成するための措置

①学習相談・助言・支援の組織的対応に関する具体的方策

現状の学生支援について可能なものから段階的に見直し、入学から卒業までの過程における総合的な学生支援システムとなるよう引き続き検討する。

学生支援のうちとりわけ、障害学生への支援については、新たな社会的ニーズに対応した学生支援プログラムが平成19年度に採択されたことから、同プログラムの「障害学生も共に学べる総合的な学生支援」事業の成果も取り込んで、その具体化を目指し、障害学生のための支援強化に努める。また、キャリアサポートセンターの活用を促進し、就職支援業務を充実させる。図書館及びセンターの利用者に関して、引き続きサービスの向上を図る。

②課外活動・生活相談等に関する具体的方策

課外活動施設、大学会館等の未改修施設等について、改修計画を策定し、緊急を要し改修可能なものから順次実施する。また、大学会館の福利厚生の見直しや学生寮の建設、改修等を含めた業務委託に伴うPFI方式の導入について引き続き検討する。学生相談に関しては、保健管理センター、学生相談室とで連携・対応しながら総合的な学生支援システムの中で、体制・内容の充実を図るべく検討する。

③経済的支援に関する具体的方策

現行の授業料免除の規程・基準に基づいて、免除を適正に行うとともに、多くの奨学金制度についての情報を収集し、様々な方法により学生に広く周知して、応募の機会拡大を図る。また、学生後援会等の協力を得ながら学生に対する経済的支援の方策等について検討する。

④就職支援等に関する具体的方策

キャリアサポートセンターに配置した就職支援インストラクターを中心に、各種就職情報の提供、日常的な個別指導・就職（進路）相談等の業務を行い、就職を支援する。また、教員採用試験対策、公務員試験対策、企業等採用試験等の各目的に応じたガイダンスを数多く実施する。

⑤社会人・留学生等に関する配慮

引き続き、社会人・現職教員・留学生に対して、窓口業務及び図書館の夜間や土・日曜日の開館など利用しやすい体制を組み、サービスを向上させる。

2. 研究に関する目標を達成するための措置

(1)研究水準及び研究の成果等に関する目標を達成するための措置

①目指すべき研究の方向性

各専門分野の研究を遂行し、その成果を「有為な教育者」を養成するために、講義、演習、実習、卒業研究指導等に反映させるのみならず、現職教員の再教育・研修・資質向上等に努める。

②大学として重点的に取り組む領域

3課程の再編に伴い、専門的な力量、実践的な指導力のある教員の養成のため現代的課題科目として「多文化理解」「特別支援教育」「環境教育」等の10群を教育課程に位置づけ、それらの実践を通してさらに研究を推進していく。また、「特別支援教育総合研究センター」において、学校および教師に対する支援強化を図り、LD、ADHD、高機能自閉症を含めた特別支援領域及び「いじめ」「不登校」等適応支援領域の教育研究を推進する。「国際理解教育研究センター」においては、学校現場など地域社会との緊密な連携のもと早期英語教育、外国人籍子女支援等の取り組みを通して「国際理解教育」の研究を推進する。

③成果の社会への還元に関する具体的方策

一般社会人の生涯学習意欲及び現職教員の研修ニーズに応えるとともに、広く社会へ研究成果を還元するため、「大学公開講座」や「現職教育講座」を引き続き積極的に開設し、平成21年度より実施される「教員免許更新制」への対応に向け、当該講習のプログラム開発及び試行を行う。また、平成18年度発足した仙台圏24機関による「学都仙台コンソーシアム」に積極的に参加し、「サテライトキャンパス」で公開講座等を実施し、これらの活動について、広報誌、ホームページ等広報活動を行なう。

④研究の水準・成果の検証に関する具体的方策

現状の「教員評価」を見直しし、研究の水準・成果の検証がより適切に実施できるよう検討する。

(2)研究実施体制等の整備に関する目標を達成するための措置

①研究者等の適切な配置に関する具体的方策

教育現場に生起する困難な課題の解決に資するため、4センターの協力体制を拡充するとともに、講座・附属学校と連携した人的・経済的横断型の研究プロジェクトを組織し、弾力的な運用について検討するとともに、より積極的な外部資金の獲得を図り、その成果

を広く地域社会に還元する。

②研究資金の配分システムに関する具体的方策

「経営方針」に基づき、基本的な研究費を保証するとともに、大学の教育研究を活性化するための研究に関して、重点的に研究費を配分するとともに、教員研究費へ導入したインセンティブについて随時見直し、検討を図る。

③研究に必要な設備等の活用・整備に関する具体的方策

老朽化した研究設備や新たな研究設備の導入について、また学内の設備等の活用状況等を調査分析したマスタープランに基づき、設備の更新を図る。

④研究活動の評価及び評価結果を質の向上につなげるための具体的方策

「教員の活動状況の点検・評価」に関する基本方針・基準等に基づいて行った「教員評価」により、教員の教育活動状況等を把握し、教育研究活動の活性化を図る。

⑤学部・研究科・附置研究所等の研究体制等に関する特記事項

「特別支援教育総合研究センター」及び「国際理解教育研究センター」を広く地域社会に開放し、学校現場、地域社会などと連携し、「特別支援教育」「国際理解教育」の研究を推進する。

3 その他の目標を達成するための措置

(1)社会との連携、国際交流等に関する目標を達成するための措置

①地域社会等との連携・協力、社会サービス等に係る具体的方策

連携推進協議会を活用して、教育現場のニーズの把握を充分に行い、「出前授業」「学校の研究支援」「学生ボランティアの学校派遣」等、ニーズに応じた事業を実施し、本学のもつ教育・研究資源を社会に積極的に還元する。

②地域の公私立大学等との連携・支援に関する具体的方策

「学都仙台単位互換ネットワークに関する協定」に基づき、受け入れの体制を充実させる。さらに、平成18年度発足した仙台圏24機関による「学都仙台コンソーシアム」に積極的に参加し、サテライトキャンパスにおける公開講座等を通じて市民・学生の学習を支援する。

③留学生交流その他諸外国の大学等との教育・研究上の交流に関する具体的方策

諸外国の大学等との教育研究上の連携交流を促進する。また、留学生の受入れを積極的に推進し、その指導体制・支援体制を充実させ、「留学生を活用した国際理解教育支援事業」を、さらに拡充し、留学生の教育現場、地域社会等との交流の機会を増やし、友好交

流と相互理解のための場を積極的に設ける。

④教育研究活動に関連した国際貢献に関する具体的方策

開発途上国への教育支援について、国際教育協力推進プロジェクト等を中心にこれまでの成果の上にさらに活動を進める。

(2)附属学校に関する目標を達成するための措置

○社会に対し、①普通教育及び特別支援教育の提供、②大学とともに教育に関する研究の推進、③教育実習生を受け入れ適切な指導の推進、を行ない、教職大学院開設のもと、大学の計画を踏まえ適切に対応する。また、連携方策の検討と内容の質的な向上をはかる。さらに附属校園の教員の資質向上を推進し、教育研究の充実をはかりつつ、その成果を公開研究会等で地域社会に積極的に還元する。

○各校園における適切な学校規模等を引き続き検討するとともに、カリキュラム、接続期の教育の充実、公開研究会のあり方や附属校園の将来像の検討を行なう。また少子化という社会状況を踏まえ、選考方法や学区の見直し等を多面的に検討していく。さらに、大学、特別支援教育総合研究センター及び附属特別支援学校との連携のもとでの児童生徒への支援のあり方や学部及び大学院学生の実践教育の指導環境について引き続き検討し、整備していく。

○附属校園の安全管理システムや青葉山キャンパスと上杉キャンパス間の情報システム強化策を引き続き検討し、環境整備の充実をはかる。

(3)附属図書館・センター等に関する目標を達成するための措置

◎附属図書館

学生、教員に対する教育支援機能を向上させるため、学術情報の整備と情報リテラシー教育の促進に取り組む等、利用環境の整備・強化を図る。また、教員養成系大学の特性を踏まえた図書館資料の収集、電子図書館的機能の充実など、図書館から学内外へ情報発信し利用者サービスの拡大に努める。また、一般市民に対する図書館の開放や貴重資料の公開等地域との連携強化を図る。

◎保健管理センター

健康診断業務の効率を高めるため、実施内容や方法を見直して受診率の向上を図る。健康教育や保健指導は個別に行い、疾病の一次予防も目指す。衛生活動の一環として、感染予防のための備品の充実を図る。また、学生相談室との連携を進め、心の病の早期発見と予防を充実させる。精神科医のカウンセリングも含めて、早期対処による心身の健康管理と相談業務の充実を図る。

◎情報処理センター

新システムの運用と利用サービスの評価をおこなうとともに、新カリキュラムに対応した演習室およびサテライト型教室のソフトウェアの改善に努める。また、情報教育及び研究の推進を学内の諸組織と連携して図る。

◎環境教育実践研究センター

環境教育の普及充実に目的として、学校及び関連諸機関との連携強化を図る。学部及び大学院教育においては、環境教育指導者養成を行う。フィールドミュージアム事業の推進と教材開発研究を進め、研究成果を環境教育指導者養成・再教育に活用する。環境教育情報からなるデータベースの電子化と公開を促進し、環境教育資源としての有効利用を図る。

◎教育臨床総合研究センター

- ・協力校との授業実践研究連携をさらに進める。
- ・教員養成カリキュラム研究開発のため、既存資料の活用を図る。
- ・教員研修事業等での教育委員会との連携を推進する。
- ・地域の教育活動の支援・連携を進める。
- ・全国センター協議会と連携する。

◎特別支援教育総合研究センター

- ・特別な配慮を要する児童生徒の理解と具体的対応について、コンサルテーション活動を通して学校及び教師に対する支援の拡大を図る。
- ・資料・文献及び検査道具等を整備し、データベースを拡充して、特別支援教育に関する情報の収集と発信に努める。
- ・実態調査、指導内容・方法に関する研究成果をまとめ、地域社会に還元する。
- ・他大学、関係機関との連携・協力による特別支援教育のコーディネーターの養成及び現職者の再研修を行う。

◎国際理解教育研究センター

- ・国際理解教育、外国籍児童生徒に対する日本語教育、小学校英語活動におけるニーズの高まりに十分応えられるよう、積極的な取り組みを行う。
- ・留学生に対する指導に加え、送り出す日本人学生の指導に更に力を入れて取り組む。
- ・新しい教育課程の発足に合わせたセンターの機能整備に努める。

II 業務運営の改善及び効率化に関する目標を達成するためにとるべき措置

1. 運営体制の改善に関する目標を達成するための措置

①全学的な経営戦略の確立に関する具体的方策

経営協議会等において、大学運営全般に関して、経営的観点から審議を行い、短期的な経営改善のみならず、将来にわたる全学的な経営戦略について更なる検討を行う。

②運営組織の効果的・機動的な運営に関する具体的方策

重要事項の決定に当たって、学内コンセンサスを得るため教育研究評議会及び教授会を効果的に活用し、大学運営の円滑化を図る。また、特定の懸案事項については柔軟な組織運営体制を組織し、効率的な運営を行う。

③教員・事務職員等による一体的な運営に関する具体的方策

法人室の充実を図るとともに他の組織においても教員及び事務職員による連携協力を推進して一体的な大学運営を行う。

また、特定の懸案事項については柔軟な組織運営体制を組織し、効率的な運営を行なう。

④全学的視点からの戦略的な学内資源配分に関する具体的方策

重点的に取り組むべき事項については、教育研究評議会及び経営協議会等の意見を参考に、学長が役員会（大学運営会議）と一体になって強いリーダーシップを発揮して実行する。

⑤学外の有識者・専門家の登用に関する具体的方策

教育研究評議会や経営協議会での審議・意見及び教育関係機関や支援アドバイザー等との懇談等における幅広い意見を参考に、高い見識及び専門的能力を有する者の登用及び現職教員等を採用する客員教授制度をさらに活用し、また、退職教員を採用する特任教授等の制度を活用する。

⑥内部監査機能の充実に関する具体的方策

内部監査を適切に行い、効率的な運営を促進する。

⑦国立大学間の自主的な連携・協力体制の整備に関する具体的方策

全国的な連携協力組織である（社）国立大学協会、教育大学協会の活動に積極的に参加するとともに、個別課題についても本学が率先して参加する。

2. 教育研究組織の見直しに関する目標を達成するための措置

①教育研究組織の編成・見直しのシステムに関する具体的方策

平成18年度に認定された認証評価結果（大学基準協会）に基づき、助言のあった事項の改善に取り組む。

②教育研究組織の見直しの方向性

平成19年度に実施した3課程の再編及び附属施設の改組に関し、検証方法等を検討する。

3. 教職員の人事の適正化に関する目標を達成するための措置

①人事評価システムの整備・活用に関する具体的方策

人事評価に基づく処遇の適否及び在り方を検討する。

②柔軟で多様な人事制度の構築に関する具体的方策

国立大学法人化後の柔軟で多様な人事制度の在り方について引き続き検討するとともに、退職教員を採用する特任教授制度を導入する。また、連携の推進や地域社会への貢献のため、平成17年度に策定した「兼業・兼職等の学外活動を広く認める制度」に基づいて実行する。

③任期制・公募制の導入など教員の流動性向上に関する具体的方策

教員の新規採用にあたっては、原則として全ての職種について公募制を継続して行う。

④外国人・女性等の教員採用の促進に関する具体的方策

さまざまな国際的視点での外国人教員の必要性、女性教員の雇用拡大に関しての検討を行い、女性教員の研究・労働環境の改善に引き続き努める。

⑤事務職員等の採用・養成・人事交流に関する具体的方策

一般事務系職員の採用については、東北地区国立大学法人等職員採用試験による合格者名簿からの採用並びに独自の選考による採用を効果的に活用し、優秀な人材の確保に努める。

また、他機関等と人事交流を行い、外部機関主催の研修会等へ積極的に参加するなど職員の資質向上に努め、職場の活性化を図る。

⑥中長期的な観点に立った適切な定員管理に関する具体的方策

適正な人員配置及び全学的な人件費管理のシステムを、必要に応じ継続して見直しを行う。

4. 事務等の効率化・合理化に関する目標を達成するための措置

①事務組織の機能・編成の見直しに関する具体的方策

事務組織の機能向上を目指し、段階的に組織再編を引き続き行う。また、業務改革を進めるとともに各種事務の電算化、ペーパーレス化等を一層推進して事務処理の簡素化・迅速化を図る。

②複数大学による共同業務処理に関する具体的方策

事務系職員の統一採用試験、教職員の研修（FD、SD）及び契約関係業務等他の国立

大学等と連携することがより効率的なものについて、引き続いて共同による業務処理を推進する。

③業務のアウトソーシング等に関する具体的方策

効率化と費用対効果を考慮して、アウトソーシングの業務を検討・評価するとともに、効果のあがるアウトソーシングの導入について順次実施する。

Ⅲ 財務内容の改善に関する目標を達成するためにとるべき措置

1. 外部研究資金その他の自己収入の増加に関する目標を達するための措置

①科学研究費補助金、受託研究、奨学寄附金等外部資金増加に関する具体的方策

各種G P等外部資金獲得のための体制（企画推進室）をより充実させ、各種G P、科学研究費補助金、受託研究及び奨学寄附金等について、教員養成における固有の研究分野及び各研究者の専門研究分野の応募の増加を推進するとともにホームページ等で豊富な情報を提供する。

②収入を伴う事業の実施に関する具体的方策

地域教育や家庭教育など、本学の特色と社会のニーズを十分に反映したテーマの公開講座等を企画・立案し、広報誌・ホームページ等の様々な手段により社会に積極的にPRする等広報活動を重点的に行い、受講生の獲得を図る。

2. 経費の抑制に関する目標を達成するための措置

①管理的経費の抑制に関する具体的方策など

総人件費改革の実行計画を踏まえ、本年度は1.3%の人件費を削減する。また、支出状況を分析し、効率的な大学運営のため、真に必要な経費の絞り込みを行うとともに、物品購入等の契約の見直しによる経費削減、教職員に対する夏季の冷房・冬季の暖房等省エネルギー対策の徹底、昼休み時間や廊下等のこまめな消灯・超過勤務の抑制等による光熱水料の縮減を図る。

3. 資産の運用管理の改善に関する目標を達成するための措置

①資産の効率的・効果的運用を図るための具体的方策など

施設設備等の有効活用のために、教室、研究室等の配置や教育研究設備等の効率的な配置管理を行う。

Ⅳ 自己点検・評価及び当該状況に係る情報の提供に関する目標を達成するための措置

1. 評価の充実に関する目標を達成するための措置

①自己点検・評価の改善に関する具体的方策

平成18年度に認定された認証評価結果（大学基準協会）に基づき、助言のあった事項の改善に継続して取り組む。

また、継続して学生による授業評価を行い、FDに関する基本方針に基づき実施する。

②評価結果を大学運営の改善に活用するための具体的方策

現状の「教員評価」を見直すとともに、具体的な支援方策を検討する。

2. 情報公開等の推進に関する目標を達成するための措置

①大学情報の積極的な公開・提供及び広報に関する具体的方策

「情報公開の方針」に基づいて、教育現場を中心とした地域社会の求めに応じた適切な情報を発信する。特に入試広報に関して、戦略的に取り組む。

V その他業務運営に関する重要目標を達成するためにとるべき措置

1. 施設設備の整備等に関する目標を達成するための措置

①施設等の整備に関する具体的方策

青葉山キャンパスの施設整備、各キャンパス全体の整備促進について検討する。国から措置される施設整備事業（補助金）では青葉山キャンパス附属図書館の耐震補強を含む改修整備及びR I施設の地上式、屋外電力線、受変電設備の更新整備を行い、営繕事業（交付金）では職員宿舎（2号棟）の外壁断熱改修を行う。

②施設等の有効活用に関する具体的方策

全学の施設等について利用状況を調査した結果に基づき、大学運営に即した有効利用計画の策定を実施する。

③施設等の維持管理に関する具体的方策

施設の維持管理については、平成16年4月1日に制定した施設メンテナンス体制に基づき、引き続き定期巡回を行い予防的な点検・保守・修繕等を効果的に実施し、営繕計画に反映させる。

2. 安全管理に関する目標を達成するための措置

①労働安全衛生法等を踏まえた安全管理・事故防止に関する具体的方策

労働安全衛生法に規定する「快適な職場環境の実現と労働条件の改善を通じて、職場における労働者の安全と健康を確保する」ために、安全衛生委員会を中心とした職場の安全衛生管理を引き続き行う。

また、放射線、エックス線及び有害物質、毒・劇物等の取り扱いに伴う安全衛生管理の徹底、これらを取り扱う実験室等の環境整備を継続的に行い、学生及び職員の危険防止、健康障害の防止及び災害発生の防止を図る。

VI 予算（人件費の見積りを含む。）、収支計画及び資金計画 別紙参照

VII 短期借入金の限度額

1. 短期借入金の限度額

7億円

2. 想定される理由

運営費交付金の受入れ遅延及び事故の発生等により緊急に必要となる対策費として借り入れすることも想定される。

VIII 重要な財産を譲渡し、又は担保に供する計画

なし

IX 剰余金の使途

決算において剰余金が発生した場合は、教育研究の質の向上及び組織運営の改善に充てる。

X その他

1 施設・設備に関する計画

(単位 百万円)

施設・設備の内容	予定額	財 源
・ [青葉山]耐震対策事業 ([青葉山]附属図書館改修 (2, 930 m ²))	総額 5 4 2	・ 施設整備費補助金 (5 2 0)
・ 小規模改修		・ 国立大学財務・経営センター施設費交付金 (2 2)

2 人事に関する計画

- ・ 効果的かつ効率的な業務運営のため、人員の適正配置により業務の効率化を図る。
- ・ 高い専門性を要する職務については、専門機関が主催する長期研修や民間等への派遣・調査、専門家を招聘しての研修又は機会を提供し、プロフェッショナルとしての能力開発に努める。
- ・ 教員の新規採用にあたっては、原則として全ての職種について公募制を導入する。
(参考) 20年度の常勤職員数 296人(役員を除く)

(別紙) 予算、収支計画及び資金計画

1. 予算

平成20年度 予算

(単位：百万円)

区 分	金 額
収入	
運営費交付金	2, 874
施設整備費補助金	520
船舶建造費補助金	0
施設整備資金貸付金償還時補助金	0
補助金等収入	20
国立大学財務・経営センター施設費交付金	22
自己収入	1, 019
授業料及入学金検定料収入	1, 000
附属病院収入	0
財産処分収入	0
雑収入	19
産学連携等研究収入及び寄付金収入等	58
長期借入金収入	0
貸付回収金	0
承継剰余金	0
旧法人承継積立金	0
目的積立金取崩	137
計	4, 650
支出	
業務費	2, 975
教育研究経費	2, 975
診療経費	0
一般管理費	1, 055
施設整備費	542
船舶建造費	0
補助金等	20
産学連携等研究経費及び寄付金事業費等	58
貸付金	0
長期借入金償還金	0
国立大学財務・経営センター施設費納付金	0
計	4, 650

[人件費の見積り]

期間中総額2, 970百万円を支出する。(退職手当は除く)

(うち、総人件費改革に係る削減の対象となる人件費総額2, 510百万円)

注1)「運営費交付金」のうち、平成20年度当初予算額2, 648百万円、前年度よりの繰越額のうち使用見込額226百万円。

注2)「施設整備費補助金」は、全て前年度よりの繰越。

2. 収支計画

平成20年度 収支計画

(単位 百万円)

区 分	金 額
費用の部	4, 1 3 3
経常費用	4, 1 3 3
業務費	3, 8 6 5
教育研究経費	6 1 1
診療経費	0
受託研究費等	3 9
役員人件費	1 0 3
教員人件費	2, 3 9 7
職員人件費	7 1 5
一般管理費	2 3 7
財務費用	4
雑損	0
減価償却費	2 7
臨時損失	0
収入の部	3, 9 9 6
経常収益	3, 9 9 6
運営費交付金	2, 8 2 4
授業料収益	8 9 2
入学金収益	1 3 3
検定料収益	2 9
附属病院収益	0
受託研究等収益	3 9
補助金等収益	9
寄附金収益	2 4
財務収益	0
雑益	1 9
資産見返運営費交付金等戻入	1 2
資産見返補助金等戻入	1
資産見返寄附金戻入	2
資産見返物品受贈額戻入	1 2
臨時利益	0
純利益	△ 1 3 7
目的積立金取崩益	1 3 7
総利益	0

3. 資金計画

平成20年度 資金計画

(単位 百万円)

区 分	金 額
資金支出	4, 8 8 5
業務活動による支出	4, 0 5 4
投資活動による支出	5 9 2
財務活動による支出	4
翌年度への繰越金	2 3 5
資金収入	4, 8 8 5
業務活動による収入	3, 9 7 1
運営費交付金による収入	2, 8 7 4
授業料及入学金検定料による収入	1, 0 0 0
附属病院収入	0
受託研究等収入	3 9
補助金等収入	2 0
寄付金収入	1 9
その他の収入	1 9
投資活動による収入	5 4 2
施設費による収入	5 4 2
その他の収入	0
財務活動による収入	0
前年度よりの繰越金	3 7 2

別表（学部の学科、研究科の専攻等）

教育学部	初等教育教員養成課程 376人 （うち教員の養成に係る分野 376人） 中等教育教員養成課程 214人 （うち教員の養成に係る分野 214人） 特別支援教育教員養成課程 100人 （うち教員の養成に係る分野 100人） （※1 改組前の課程） 学校教育教員養成課程 320人 （うち教員の養成に係る分野 320人） 障害児教育教員養成課程 70人 （うち教員の養成に係る分野 70人） 生涯教育総合課程 300人
教育学研究科	特別支援教育専攻 3人 （うち修士課程 3人） 教科教育専攻 60人 （うち修士課程 60人） 高度教職実践専攻 32人 （うち専門職学位課程 32人） （※2 改組前の課程） 学校教育専攻 12人 （うち修士課程 12人） 障害児教育専攻 7人 （うち修士課程 7人）
特別教育特別専攻科	病弱教育専攻（45人）
附属小学校	960人 学級数 24
附属中学校	480人 学級数 12
附属特別支援学校	
小学部	18人 学級数 3
中学部	18人 学級数 3
高等部	24人 学級数 3
附属幼稚園	160人 学級数 5

※1の課程については、平成18年度限りで学生募集停止

※2の専攻については、平成19年度限りで学生募集停止